

125 明治14年8月29日 菊池長閑宛

明十四八月廿九日東京より

政国義に付過日懇ろの御添慮を頂き難有仕合に存す然し別段返辞を差上さりしは此度彼帰県の上猶又御試しの後否やの御賢慮仰越れたる時に譲る方可然と存したれハなり然るに今ハ追々日数も立行其中にハ随て右とか左とか御鑑定も付らるゝならんと存すれハもし万一御仕込被下思召為在らるなら其節の用に愚存を申上ても妨なかるへし愈別家に被成下に於てハ先頃御買取被成た同町の家を半分(横田と合借)御預にてハ如何左すれハ手近にて何かの御用ある時都合能亦彼等の為にも大に宜かるへし但し転居ハ急くにも及ねハ尊意の如く御都合次第にて可然と存す酒の義も御心配至極御尤なれ共厳禁してハ却て破れ方強き哉も計り難けれハ父君にハ内証の積りにてか又ハ御許に依て一週

間に一返とか二度位飲せて置方却て可宜哉にも考らる外出の時ハ慎め呑度時ハ宅にてと云ふ風に慣したら新名町の二の舞を防へきや右の御返事に依夫成に政国エハ私よりも云付申すへし昔し物堅き世の中に於てさえも歴々の御用人とやら御目付とやらいふ人達ハ京都の流行歌を謡ひ躍りした事もありたれハ格式の寛やかなる今日ハ若者連中偶逆に藤八拳を打位ハ聞逃し見遁す方も可然や政国滞留中に酒癖の悪き事自分か承知なるやと尋たれハ自分ハ一向知ぬと答たる故夫なら己か話して聞セると夫より父君并皆様より承りたる事云聞セ以後右様の仕打ある時ハ一滴も許さぬ積り止られた迎お前も一言の云訳もなく怨もなき筈なるか若し外出の時ハ慎み宅にて少々宛呑事なら父君に折を見て之趣申上へしと申たれハ呑ねハ成らぬと云ふ事ハ素よりなけれ共元呑たる故友人に逢た時一滴もと云ハれぬ折も場も時々ハあるものから□呑たる事ありと答たり随分是ハ若い者にハ儘ある事情にて何時ても否〳〵と計りも行ぬもの欵にも考らるれハ愚存の如くにてハ如何なものにやと存す」江湖新報ハ三十冊分の価九十九錢払たり但し御取立の金ハ御送被下に及ハす」

文晁の掛物ハ当地にて用不苦との仰難有存す実ハ表具方杯一向不案内なれハ木の下に頼たる所何にしましうか彼に仕立よふ欵と聞れ何れ立派にさえあれハ可宜と申付置たるか如何したるか未だ仕上らず」忠兵衛夫婦も九月一日頃当地出立の積(多分船にて)少々物を頼差上る心組(字引に杖)不都合なれハ次便に譲るへし波政国も安着之由安心セリ実ハ余り早く問合せ却て御心配被成様の事ありてハ済ぬと存し郵便にても手紙の届日

数丈待て後に電信を掛たるなり」日々暑氣烈敷実に凌難し
父君
武夫